

第 6035 号	 リーダースクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダースクラブFAXニュース (2018年)平成30年 9月 5日 水曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所 / 相続税申告相談センター (編集・発行: 税理士 三輪厚二)
 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <http://www.souzokuzouyo.com>

⇨ 相続人と法定相続分

Q: 相続できる人と法定相続分はどのようになっているのですか?

A: 民法に次のように定められています。

【解説】

「相続」とは、死亡した者(被相続人)に係る権利義務を承継することです。

相続人になれる者の範囲と順位は、民法において次のように定められており、それ以外の者は相続人になることはできません。

第一順位 配偶者と子

第二順位 配偶者と父

第三順位 配偶者と兄弟姉妹

また、権利義務を承継する割合(法定相続分)は、次のように定められています(該当者が2人以上いる場合は等分します)。

① 配偶者と子が相続人の場合

配偶者 1 / 2

子 1 / 2

② 配偶者と父が相続人の場合

配偶者 2 / 3

父 1 / 3

③ 配偶者と兄弟姉妹が相続人の場合

配偶者 3 / 4

兄弟姉妹 1 / 4

ただし、実際の遺産分割はこの割合によらず、相続人間で協議して決めることができます。

